

景観保全地域における住宅改修の実態と住民意識についての研究

-明日香村を事例として-

景観保全 住宅改修 住民意識

奈良県明日香村

正会員 ○前村 聡司*
同 横山 俊祐**
同 徳尾野 徹***

1. はじめに

歴史的景観の保全に向けて、各地域で様々な制度・計画が設定されている。景観保全地域では開発の手が加えられないため、住民の改修による住環境の改善と制度・計画が対立し、そこで暮らす人口が減少してきている(図1)。

本研究では、明日香村の歴史的景観保全条例において、特に保存地域に指定されている地域を対象に、歴史的町並み景観の保全・形成に関する地域住民の意識と住宅改修の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査方法

明日香村の中で第一種歴史的風土保存地域に指定されている飛鳥地域を対象地域とした。地域の特徴に応じた景観形成を進めていくため、明日香村の景観の特徴、文化財の分布状況、既存の法制度の枠組みなどに基づく3つの景観の軸と集落の位置関係を示す。(図2) 景観の軸になっている国道124号線沿いの住宅30件を対象に直接訪問し、住民へのヒアリングによって住宅の改修による外観の変化や景観への意識について調査する。(図3)

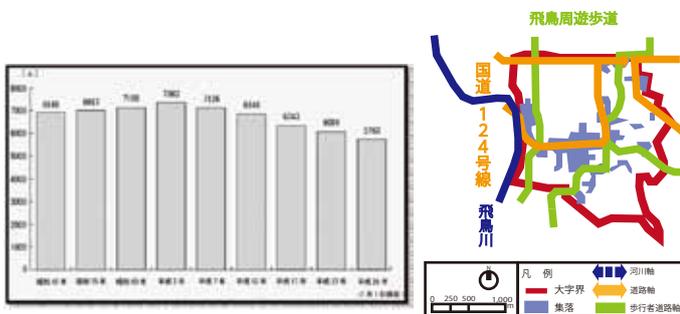


図1 明日香村の人口

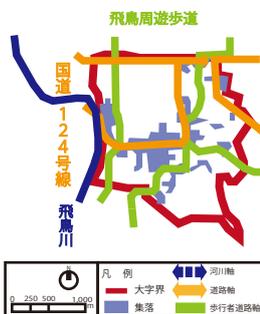


図2 対象地域と景観軸

3. 「明日香村景観計画」について

明日香法による法規制は、第一種歴史的風土保存地区が125.6ha、第二種歴史的風土保存地区が2,278.4ha指定されており、全村が歴史的風土保存地区に相当する地域となっている。屋根は瓦葺で、色は黒色で、壁は板張りか漆喰の壁にするように補助金を出すなどして推奨している。景観に関する法令や条例が特に多いことから、住民にとって規制される範囲は広く、内容も多いことは明らかである。明日香村には他にはない独特な住環境があると考えられる。明日香村景観計画に基づく景観形成基準は、現行の古都保存法、奈良県風致地区条例の基準を踏襲した上で、住宅の規模(2階建て以下とし、総2階は避ける) ②屋根の意匠・形態(勾配は4~6寸勾配、軒先・ケラバ・庇の壁面からの出は450mm以上) ③バルコニーの意匠・形態(原則バルコニーは設置しない。設置する場合は、主にインナーバルコニーの採用。屋外に設置する場合は、出幅は大屋根軒の1/2以下とするなど十分に配慮する。) ④カーポートの意匠形態(表面の色が濃茶等で、光沢のある材料は使用しない。) ⑤屋外の自動販売機(位置は、道路からできるだけ後退した位置とする、企業名、商品名など広告面を極力控える、色彩は、茶・濃茶・ベージュを基調とする。)などといった、古都保存法や奈良県風致地区条例の制定時に想定されていなかった現代的な課題に対応している。

3-2 住宅の外観と改修

基本的な飛鳥民家は図3

のような間取りになっている。どのように住宅を改修していったかによって建物のつながり方が変わる。そのため、敷地の中の余地空間の場所や規模は様々であり、外観は様々に変化してきた。車が普及するにつれてその余地空間を駐車スペースに利用するようになった。各敷地に対する住宅と駐車スペースの位置関係は「手前」、「表」、「奥」、「裏」に分類できる。

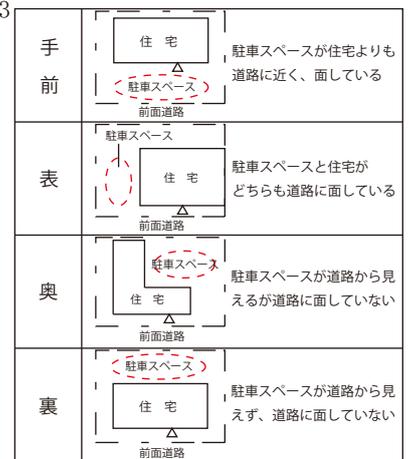


図3 4つの分類



図3 現存する明治時代の住宅の分布 明治時代の家屋

A research on repair of house and consciousness of resident in scene protection areas —About Asuka village—

MAEMURA Satoshi, YOKOYAMA Shunsuke, TOKUONO Tetsu

4. 改修の実態

いくつかの住宅の改修を事例として示す。(表2)事例1では改修によって奥に生活空間をつくりだしているが、母屋と比べると小さいため主な生活の場は昔と変わっていない。そのため、母屋は新しく建て替えられ、隣の空き地に納屋を建てるなど外観は昔と異なっている。事例2では酒屋や郵便局をしていたこともあり、表側が公共的な空間として機能し、何度も改修する中で徐々に奥に生活空間がつけられた。住宅の使われ方が表と裏ではっきりと分かれている。事例3も2と同様に分かれているが、使われ方だけでなく空間的にもはっきりと分かれている。事例4では奥につくった離れが母屋よりも大きく、生活空間が奥に移り変わった。その後、元々の母屋は生活空間として使わず物置化してしまっただけで、観光資源のように見せるためだけのものになっている。事例5も4と同様に表側の古い家屋は生活空間としては使われていない。事例6は生活空間としての使われ方は変わっていないが、生活スタイルの変化に合わせて、空いていた空間に駐車スペースや物干し場を設けている。裏側が改修されているため表側からは外観の変化は見えにくくなっている。

改修の理由としては、住宅の老朽化、生活スタイルが変化したことによって現在の生活様式に合わせた間取りにするというのがほとんどだった。具体的な内容としてトイレや台所といった水回り空間の改修はどの世帯でも挙げられた。外部空間として駐車スペースの設置に関しては意図的に設置したという人も以前から空いていた空間に設置したとい

う人もどちらもいた。地域全体として見ると、大通りに面した住宅においては景観のこともあり、昔の建物が残されていたり、改修をしても昔の外観を大きく変えない住宅が多かった。

(図4)変えない理由は、「手の付けようがない」、「改修には費用がかかりすぎる」などだったことから、改修の際の景観保全に対する配慮は低いことがわかる。大通りの景観軸沿いに昔の建物が残されているが、どの理由も積極的に古いものを活用して、景観を維持していこうという意識は感じられなかった。また、景観軸からおく離れた住宅ほど改修に関して裏側の生活空間の自由度が高く、住宅全体を改修する住宅が多い。

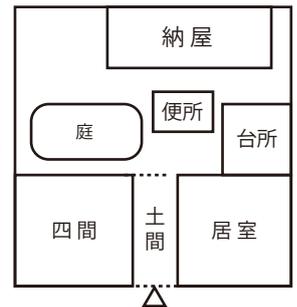


図4 代表的な飛鳥民家の間取り図

5. まとめ

景観条例により伝統的な町並が誘導されるばかりか、改修した住宅の表側は手をつけられることなく放置され、裏側に生活空間が移り、表と裏が乖離している実態が明らかとなった。保全というよりもむしろ残存する景観資源を活用し、新たな景観を創出するような指標が必要であるのではなかろうか。

参考文献

- 1) 小林史彦ほか：歴史的市街地の街並み景観に対する住民意識の調査分析，日本建築学会大会学術講演梗概集，1998年

表2 主な改修内容とヒアリング結果

事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
全体改修	全体改修	部分改修	部分改修	部分改修	部分改修
110年ほど前からここに建てられている。30年くらい前にリビングや台所などの水回りを改修して、6畳と8畳の続き間は昔のまま残している。今暮らしている住宅の外観は特に変えていないが、横は空き地だったのでガレージとしても使っている納屋を建てた。奥にも離れを新しく建てた。	250年ほど建てているので、何度も改修している。中は全て改修している。最近だと17年ほど前。簡易の郵便局や酒屋として商売してきた。これまでの改修で外観も変えたが、昔の雰囲気が残るようにした。奥の倉を改修して現在の生活空間として使っている。生活空間しか変化していない。	表側の建物で昔は布団屋をしていた。その後は両親の寝室として使っていたが、現在では単に出入口としてしか使っていない。費用のこともあり、今は手を付けようと思っていないが、将来は壊そうと思っている。適当な大きさにしようと考えていて、特に意識して残そうとは思っていない。	昔は酒蔵だった所に離れと車庫をつくった。車庫の屋根はついていなくなつた。奥の離れが現在では主な生活空間になっている。表側の建物は物置になっていて、生活空間としては使っていない。構造面で手を加えられないので、そのままにするしかない。見せるためだけのものになっている。	50年前から住んでいて、12年前に土間を板張りに、納屋だった所を離れに改修した。離れが主な生活空間になったので奥に続く廊下もつけた。建て替えに関しては壊すと発掘調査などが必要になり面倒だ。昔の建物を残していきたいが、耐震面で不安があるので生活空間にはできない。	100年前からここに建てられている。土間を板張りにしたり、水回りを改修した。玄関横の居室には出窓をつけた。納屋の前の空間を車や農作業の駐車スペースとして使っている。2階の高さに物干し場を増えたこと以外には変化していない。

* 大阪市立大学大学院工学研究科 前期博士課程
 ** 大阪市立大学大学院工学研究科 教授・博士(工学)
 *** 大阪市立大学大学院工学研究科 講師・博士(工学)

Graduate Student, Graduate School of Engineering, Osaka City University
 Lecturer, Graduate School of Engineering, Osaka City University, Dr. Eng
 Prof., Graduate School of Engineering, Osaka City University, Dr. Eng